

令和3年6月

令和4年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会長 菱田 裕之

最重点要望事項

【消費税】

- 消費税における軽減税率制度を廃止し
単一税率に戻すこと。

〔要望事項7〕 6頁参照

- 適格請求書等保存方式(インボイス方式)
を導入しないこと。

〔要望事項8〕 6頁参照

【所得税】

- 所得控除を見直すこと。

〔要望事項1〕 1頁参照

令和4年度の税制改正に関する要望

本連盟は、令和4年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる10項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制
3. 適正な事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取りいただき、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年6月

名古屋税理士政治連盟

会長 菱田 裕之

目 次

税制改正に関する重点要望事項

【所得税】

- ◎ 1. 所得控除を見直すこと。 1 頁
- 2. 所得税の確定申告期限を延長すること。 2 頁

【法人税】

- 3. 中小法人の繰越欠損金の控除限度額を縮減しないこと及び控除期間制限を廃止すること。 3 頁
- 4. 損金算入規定等について見直すこと。 3 頁

【所得税・法人税共通】

- 5. 少額の減価償却資産における取得価額基準を引上げること。 4 頁

【相続税・贈与税】

- 6. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すること。 5 頁

【消費税】

- ◎ 7. 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと。 6 頁
- ◎ 8. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）を導入しないこと。 6 頁
- 9. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。 7 頁

【納税環境整備・その他】

- 10. 個人事業者番号を導入すること。 8 頁

税制改正に関する重点要望事項

【所得税】

◎ 1. 所得控除を見直すこと。(所法2条、所法73条)

〔理由〕

(1) 年少扶養控除の復活

年少者（16歳未満）に対する扶養控除は子ども手当の財源としてその制度が廃止された。しかし、その後子ども手当は廃止（児童手当へ改組）されたにもかかわらず、当該制度は廃止されたままである。

安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しする観点からも早急に16歳未満の扶養親族も控除対象扶養親族に含めるべきである。

(2) 医療費控除の見直し

医療費控除は、多額の医療費の支出における担税力の減殺に着目して認められている控除である。しかし、今日では医療保険制度が相当程度充実し、高額療養費制度や保険金などで補填されることも多く、従前と比べてその必要性は小さくなっていることから、医療費控除の廃止も含めた見直しが必要である。

なお、医療費控除を存置させる場合であっても、現行の医療費控除制度は、10万円（その年の総所得金額等が200万円未満の場合は総所得金額等の5%相当額）を超える部分の金額を控除できることとなっていることから、担税力に応じた医療費控除とするため、総所得金額等の5%を超える部分の金額を控除できるようにすることが適切である。

2. 所得税の確定申告期限を延長すること。(所法120条)

[理 由]

昭和22年、所得税に申告納税制度が導入された時の申告期限は1月末であった。それが昭和26年に2月末とされ、さらに翌年昭和27年に3月15日へと改められた。申告期限が延長された理由は、申告率の増加に対応するためとされている。昭和27年に現行の申告期限とされてから70年近くが経過し、その間、申告率は大幅に増加し、加えて所得税制は著しく複雑化している。納税者が自己申告制度の趣旨に沿った正しい申告を行うことができるよう、十分な準備を整える期間的余裕が必要である。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、二年続けて確定申告期限が延長された。今後も感染症や伝染病によるパンデミックの発生が予想されているところであり、社会システムの全般にわたる予防体制の構築が求められることになる。確定申告期限についても、その都度延長を決定するのではなく、あらかじめ相応の期間を設けておく方が混乱を回避できると考える。

したがって、所得税の確定申告期限は、少なくとも消費税の申告期限である3月末日まで延長すべきである。

【法人税】

3. 中小法人の繰越欠損金の控除限度額を縮減しないこと及び控除期間制限を廃止すること。(法法57条)

〔理由〕

青色申告を要件とした中小法人の繰越欠損金の控除限度額は、繰越欠損金控除前の所得金額の100%相当額とされているが、課税ベース拡大の観点から控除制限を設けてはどうかとの意見もある。

しかし、中小法人の多くは大法人と比べて内部留保が乏しく、控除制限を設ければ資金繰りを圧迫し、業績回復を阻害することにもなりかねない。よって、現行の制度を維持すべきである。

また、一旦財務基盤が揺らぐと、その回復には相当期間を要すると考えられる。これらを勘案し、中小法人における繰越欠損金の控除期間の制限を廃止し、無期限とすべきである。

4. 損金算入規定等について見直すこと。(法法34条)

〔理由〕

(1) 法人税法において役員給与は原則損金算入であることを明示すること。

職務執行の対価として会社法に従って適法に支払われた役員給与は、損金の額に算入されるべきであり、役員給与は原則損金算入であることを法人税法に明確に規定すべきである。現行の法人税法34条の規定を改め、過大な役員給与等損金不算入になる要件を別に限定的に定めるべきである。

(2) 退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて損金算入を認めること。

就業規則等により退職金や賞与の支払を明確に規定し、退職給付引当金、賞与引当金を合理的に算定している法人については、当期の負担と考えられる金額の損金算入を認めるべきである。

(3) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率を見直すこと。

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、取引先が破産手続開始等の申立てを行うような状況における債権者への配当割合は極めて小さい。また、引当金の形式的な50%の繰入限度額という設定は現実と大きく乖離していると認められる。倒産・破産の実例から平均的な配当割合等についての情報を収集することは、比較的容易であると考えられるため、実際の配当率等を参考にして繰入率を見直すべきである。

【所得税・法人税共通】

5. 少額の減価償却資産における取得価額基準を引上げること。

(所令138条、139条、法令133条、133条の2、措法28条の2、67条の5)

〔理由〕

30万円未満の減価償却資産については、措置法による中小企業者の特例や一括償却などの方法が併存し、複雑な制度となっている。事務負担の軽減及び投資の促進のために、個人・法人の区別なく、また法人の規模・種類を問わず、全額必要経費又は損金に算入できる減価償却資産取得価額基準を、一律30万円未満に統一すべきである。

【相続税・贈与税】

6. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すること。

〔理由〕

現行の相続税法では、遺産取得課税を前提としつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得額にかかわらず、遺産の総額と法定相続分によって一律に算出するという我が国独特の制度である法定相続分課税方式を採用しているため、次のような問題がある。

- 同額の遺産を取得した場合でも遺産の総額や法定相続人の数により相続税額が異なる。
- 相続財産に申告漏れがあり修正申告等をした場合には、その漏れていた財産の取得者だけでなく、全ての相続人や受遺者の相続税額に影響を及ぼす。
- 相続税の申告をする場合、他の相続人から、相続により取得した財産だけでなく、生命保険金や死亡退職金の金額の提示を受けなければならない。

よって、相続人や受遺者が実際に取得した財産に各々課税する遺産取得課税方式へ変更すべきである。

また、遺産取得課税方式に移行した場合、各相続人が取得した財産に応じて相続税が課されることから、連帯納付義務は当然に廃止されるべきである。

【消費税】

◎7. 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと。

(新消法2条九の二、十一の二)

〔理由〕

消費税の軽減税率制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、低所得者への逆進性対策としては非効率であること、「社会保障と税の一体改革」という当初の目的から乖離して歳入を毀損し、さらなる社会保障給付の抑制が必要となること等の理由から、早期の見直しを図り単一税率制度に戻すべきである。

◎8. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）を導入しないこと。

(新消法30条①、57条の2～57条の4)

〔理由〕

令和5年10月に予定されているインボイス方式では、現行の免税事業者は、インボイスを発行することができないため、免税事業者の取引排除問題が生じるおそれがある。

また、インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされることなど、インボイスの発行や保管などの事務の増加は中小企業にとって相当程度の負担となると考えられる。

現行の消費税法は取引慣行や中小企業の納税事務負担に配慮した帳簿方式を採用し、請求書等の保存などにより制度の透明性は確保されている。また、帳簿方式は事業者が法人税や所得税の申告のために作成している会計帳簿によって仕入税額控除を行うことができ、インボイス方式と比べて事業者の納税事務負担ははるかに少なく済むと思われる。よって、帳簿方式を継続し、インボイス方式の導入を見送るべきである。

9. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。

(消法2条①十四、9条、37条)

[理由]

課税期間開始前の基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となる場合や、反対に、その課税期間の課税売上高が一定額以下であっても納税義務が生じるような場合があり、小規模事業者にとって極めて煩雑な制度となっている。こうした弊害を解消するために、納税義務を判定するための基準期間制度を廃止し、全ての事業者を課税事業者とした上で、その課税期間の課税売上高が一定額以下の小規模事業者には、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

なお、簡易課税制度についても同様に、現行の基準期間による判定ではなく当年又は当事業年度の課税売上高が一定額以下の場合には確定申告時に選択できるよう改正すべきである。

【納税環境整備・その他】

10. 個人事業者番号を導入すること。

〔理 由〕

法人番号はインターネット上で公表され利用制限がないのに対し、個人番号はその取扱いが法令で限定されている。法人と個人事業者等の競争の中立性を確保し、その管理等に係る社会的コストを低減するために、個人事業者等について、法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようにする必要がある。